

十九 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）

改正案	現行
<p>第三章 業務</p> <p>〔業務〕</p> <p>第二十八条 商工組合中央金庫八其ノ目的ヲ達スル為左ニ掲グル業務ヲ営ムモノトス</p> <p>一 所属団体又ハ其ノ構成員ニ対シ担保ヲ徴セズシテ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト</p> <p>二 所属団体又ハ其ノ構成員ノ為ニ債務ノ保証又ハ手形ノ引受ヲ為スコト</p> <p>三 所属団体又ハ其ノ構成員ノ貿易取引ニ係ル外国為替取引ヲ行フ銀行其ノ他ノ金融機関ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ為ニ債務ノ保証又ハ手形ノ引受ヲ為スコト</p> <p>四 為替取引ヲ為スコト</p> <p>五 左ニ掲グル者ヨリ預金ノ受人ヲ為スコト</p> <p>イ 出資資格団体及其ノ構成員</p> <p>ロ 所属団体又ハ其ノ構成員タル法人ノ役員</p> <p>ハ 次条ニ規定スル法人</p> <p>ニ 第二十八条ノ四第一項第二号イニ掲グル法人ニシテ同号ノ業務ノ相手方タルモノ</p> <p>ホ 国、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人</p> <p>ヘ 銀行其ノ他ノ金融機関</p> <p>ト 本邦内ニ住所又ハ居所（法人ニ在リテハ主タル事務所）ヲ有スル</p>	<p>第三章 業務</p> <p>〔業務〕</p> <p>第二十八条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 （同上）</p> <p>イ （同上）</p> <p>ロ （同上）</p> <p>ハ （同上）</p> <p>ニ （同上）</p> <p>ホ （同上）</p> <p>ヘ （同上）</p> <p>ト （同上）</p>

者以外ノ者（以下「非居住者」ト謂フ）

六 前号ニ掲グル者又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金屬其ノ他ノ物品ノ保護預リヲ為スコト

七 所属団体又ハ其ノ構成員ノ為ニ有価証券ノ委託売買ヲ為スコト

八 所属団体又ハ其ノ構成員ニ対シ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為（前号、第十二号、第十九号及第二十号並ニ同法第二十一条第八項第四号ニ掲グルモノヲ除ク）ヲ為スコト

九 所属団体又ハ其ノ構成員ニ対シ有価証券ノ貸付ヲ為スコト

十 所属団体ノ構成員ノ株式ノ取得ヲ為スコト（命令ノ定ムル所ニ依リ投資ノ目的ヲ以テ為ス場合ニ限ル）

十一 所属団体又ハ其ノ構成員ヲ相手方トシテ金錢債權（讓渡性預金証書其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル証書ヲ以テ表示セラルルモノヲ含ム以下同ジ）ノ取得又ハ讓渡ヲ為スコト

十二 有価証券ノ私募ノ取扱ヲ為スコト

十三 所属団体又ハ其ノ構成員ノ為ニ其ノ出資若ハ株式ノ払込金ノ受入又ハ其ノ配当金ノ支払ノ取扱ヲ為スコト

十四 両替ヲ為スコト

十五 金融先物取引等ヲ為スコト

十六 金融先物取引等ノ受託等ヲ為スコト

十七 金利、通貨ノ價格、商品ノ價格其ノ他ノ指標ノ数値トシテ予メ当

事者間テ約定セラレタル数値ト将来ノ一定ノ時期ニ於ケル現実ノ当該指標ノ数値ノ差ニ基キ算出セラルル金錢ノ授受ヲ約スル取引又ハ之ニ

六（同上）

七（同上）

八 所属団体又ハ其ノ構成員ニ対シ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為（前号及第十二号並ニ同法第二条第八項第四号ニ掲グルモノヲ除ク）ヲ為スコト

九（同上）

十（同上）

十一（同上）

十二（同上）

十三（同上）

十四（同上）

十五（同上）

十六（同上）

（新設）

類スル取引ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ（次号ニ於テ「金融等デリバティブ取引」ト謂フ）ヲ為スコト（第十一号、第十五号及第二十九条第一項第四号二掲グル業務ニ該当スルモノヲ除ク）

十八 金融等デリバティブ取引ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト（第十

六号二掲グル業務ニ該当スルモノ及命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）

十九 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引ニ係ル有価証券ガ第十一号ニ定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノ以外ノモノノ場合ニ於テハ差金ノ授受ニ依リ決済セラルルモノニ限ル次号ニ於テ同ジ）ヲ為スコト

二十 有価証券店頭デリバティブ取引ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト

② 商工組合中央金庫ハ必要アリト認ムルトキハ担保ヲ徴シテ前項第一号ノ業務ヲ為スコトヲ得

③ 第一項第十二号ノ「有価証券ノ私募ノ取扱」トハ有価証券ノ私募（証券取引法第二条第三項二掲グル有価証券の私募ヲ謂フ）ノ取扱ヲ謂フ

④ 第一項第十五号ノ「金融先物取引等」又ハ同項第十六号ノ「金融先物取引等ノ受託等」トハ夫々金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第八項二掲グル金融先物取引等又ハ同条第九項二掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ

⑤ 第一項第十九号又ハ第二十号ノ「有価証券店頭デリバティブ取引」トハ証券取引法第二条第八項第三号の二二掲グル有価証券店頭デリバティブ取引ヲ謂フ

⑥ 商工組合中央金庫八第一項第十三号ノ業務ニ関シテハ商法第百六十八条第一項第八号但書、第百七十条第二項、第百七十五条第二項第十号、同

（新設）

（新設）

（新設）

②（同上）

③ 第一項第十二号ノ「有価証券ノ私募ノ取扱」トハ有価証券ノ私募（証券取引法第二条第八項第六号二掲グル私募ヲ謂フ）ノ取扱ヲ謂フ

④ 第一項第十五号ノ「金融先物取引等」又ハ同項第十六号ノ「金融先物取引等ノ受託等」トハ夫々金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項二掲グル金融先物取引等又ハ同条第八項二掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ

（新設）

⑤（同上）

条第四項（同法第二百八十条ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第七十八條（同法第二百八十条ノ十四第一項及び第三百四十一条ノ十六第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第百八十九條（同法第二百八十条ノ十四第一項及び第三百四十一条ノ十六第三項並ニ有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二條第三項（同法第五十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百四十一条ノ第十二條第四項及第三百四十一条ノ十六第二項、有限会社法第七條第四項但書及第十二條第二項（同法第五十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ商業登記法第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及第九十六条第二号（同法第八十二条第四号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

⑦ 商工組合中央金庫ハ外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

〔証券業務の特例〕

第二十八條ノ六 商工組合中央金庫ハ第二十八條第一項第六号乃至第九号、第十一号、第十二号、第十七号、第十九号及第二十号ノ業務ノ外同項第一号ノ業務及同條第二項ノ規定ニ依ル業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 国債等ノ引受（売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク）及当該引受ニ係ル国債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト

二 証券取引法第六十五条第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為（前号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク）

三 国債等ノ保護預リヲ為スコト

⑥（同上）

〔証券業務の特例〕

第二十八條ノ六 商工組合中央金庫ハ第二十八條第一項第六号乃至第九号、第十一号及第十二号ノ業務ノ外同項第一号ノ業務及同條第二項ノ規定ニ依ル業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 有価証券ノ貸付ヲ為スコト

五 金銭債権（命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ノ取得又ハ譲渡ヲ為スコト

② 商工組合中央金庫八前項第二号乃至第五号ノ業務ヲ営マントスルトキハ其ノ内容及方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ此等ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

③ 前項ノ認可ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔他業務の禁止〕

第三十条 商工組合中央金庫八本法ニ規定スル業務ヲ営ムノ外他ノ業務ヲ営ムコトヲ得ズ

〔預金者等に対する情報提供等〕

第三十条ノ二 商工組合中央金庫八預金ノ受入ヲ為ストキハ預金者ノ保護ニ資スル為命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ預金ニ係ル契約ノ内容其ノ他預金者ニ参考トナルベキ情報ノ提供ヲ行フベシ

② 商工組合中央金庫八前項ニ規定スル業務以外ノ業務ニ関シ他ノ法律ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ係ル重要ナル事項ノ顧客ヘノ説明其ノ他ノ健全且適切ナル運営ヲ確保スル為必要ナル措置ヲ講ズベシ

〔経営の健全性の確保〕

第三十条ノ三 主務大臣ハ商工組合中央金庫ノ業務ノ健全ナル運営ニ資スル為商工組合中央金庫ガ其ノ保有スル資産等ニ照シ自己資本ノ充実ノ状況ヲ適当ナルヤ否ヤ其ノ他経営ノ健全性ヲ判断スル為ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

四 （同上）

五 （同上）

② （同上）

③ （同上）

〔他業務の禁止〕

第三十条 （同上）

（新設）

（新設）

〔経営の健全性の確保〕

第三十条ノ二 （同上）

〔業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧〕

第四十条ノ三 商工組合中央金庫八事業年度毎ニ業務及財産ノ状況ニ関スル事項トシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ各事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スベシ

②前項ニ定ムルモノノ外前項ニ掲グル書類ヲ公衆ノ縦覧ニ供スル期間其ノ他前項ノ規定ノ適用ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

③商工組合中央金庫八第一項ニ規定スル事項ノ外預金者其ノ他ノ商工組合中央金庫ノ業務ノ相手方タル者ガ商工組合中央金庫ノ業務及財産ノ状況ヲ知ル為ニ参考トナルベキ事項ノ開示ニ努ムベシ

〔業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧〕

第四十条ノ三 商工組合中央金庫八事業年度毎ニ業務及財産ノ状況ニ関スル事項ヲ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ主要ナル事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スルモノトス但シ信用秩序ヲ損フ虞アル事項、商工債券権利者、預金者其ノ他ノ取引者ノ秘密ヲ害スル虞アル事項及商工組合中央金庫ノ業務ノ遂行上不当ナル不利益ヲ与フル虞アル事項並ニ其記載ノ為過大ナル費用ノ負担ヲ要スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

（新設）

（新設）